

【送付先設定を希望される方へ】

「介護保険関係書類 送付先設定の 依頼・解除 申出書」の必要書類について

送付先設定の申出ができるのは**被保険者、親族、成年後見人等**のみです。

被保険者が手続きをする場合

- 申出者の本人確認ができる書類（※1）
- 送付先住人との関係性のわかる書類（戸籍謄本写しなど）（窓口申請の場合は不要です。）
- 送付先住人の連絡先（日中連絡のつく電話番号）
職員が意思確認の電話をします。
日中電話に出られない場合は、書面により確認させていただきます（承諾書をご提出ください）。

住民票が同じ世帯の親族が手続きをする場合（送付先：申出者自宅）

- 申出者の本人確認ができる書類（※1）

住民票が別の世帯の親族が手続きをする場合（送付先：申出者自宅）

- 申出者の本人確認ができる書類（※1）
- 委任状
- 送付先住人との関係性のわかる書類（戸籍謄本写し）（解除の申し出時は不要です。）

成年後見人等が手続きをする場合（送付先：申出者自宅または事務所）

- 申出者の本人確認ができる書類（※1）
- 登記事項証明書

被保険者の居住する施設や病院を送付先にする場合

- 申出者の本人確認ができる書類（※1）
- 委任状（別世帯親族が申出者の場合）
- 登記事項証明書（成年後見人が申出者の場合）
- 現在入所していることがわかる書類（契約書、入所証明書など）

※1 本人確認ができる書類

官公署から発行された写真付きの書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など顔写真のあるもの）1点または、官公署から発行された書類（公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳など顔写真のないもの）2点 のことです。

窓口申請の場合は原本、郵送の場合は写しを添付してください。マイナンバーカードの写しをとる場合は、写真のある表面のみとしてください（個人番号が記載されている部分は写しをとらないでください）。

※ 送付先設定住所に転居した等で、送付先設定先住所と住民票上の住所が同一となった場合、**送付先に発送した文書等が届かず返戻となった場合**には、送付先設定を解除する場合があります。

介護保険関係書類 送付先設定の 依頼・解除 申出書

令和 年 月 日

(宛先) さいたま市長

介護保険関係書類の送付先の設定について、下記のとおり申し出ます。

なお、この申し出にあたり、被保険者本人およびその家族、ならびにその他の関係者へ説明は私が責任をもって
行い、貴市に迷惑をかけないことを申し添えます。また、申し出の内容に変更がある場合には、直ちに申し出ます。

申 出 者	住 所	(〒 -)			
	氏 名				
	電話番号	-	-	被保険者との関係	

◇送付先設定をする被保険者について記入してください。

被保険者番号										
被 保 険 者	住 所	さいたま市 区								
	フリガナ									
	氏 名									
	生年月日	明・大・昭			年	月	日			

◇依頼、解除のいずれかを○で囲み、その理由等を記入してください。

依 頼	被保険者あての介護保険関係書類の送付先設定（変更）を依頼します。 〈送付先変更期間〉 年 月 日から 年 月 日まで 〈送付先設定（変更）理由〉 ※変更期間の設定は任意です。
解 除	被保険者あての介護保険関係書類の送付先設定を解除します。 〈送付先解除理由〉

※本人が送付先住所へ転居した等で基本住所と送付先が同一となった場合、送付先に発送した文書等が
届かず返戻となる場合には、送付先の設定を解除する場合があります。

◇依頼の場合は、送付先を記入してください。

送 付 先	(〒 -) □申出者に同じ（該当する場合はチェックしてください） 都道府県 市区郡 町村
	方 書： _____
	電話番号： _____ 被保険者との関係： _____

※さいたま市確認欄

処 理 欄	本人確認	運転免許証・旅券・個人番号カード・その他 ()	関係性 確認	戸籍謄本・その他 ()	委任状 有・無 無の理由 ()	
	受付日	令和 年 月 日	受付者	認定	保険料	給付